

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

____財務(支)局長

【提出日】

____年 ____月 ____日

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】

【届出の対象とした募集(売出)金額】

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額 (円)	資本組入額の総額 (円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集			
計(総発行株式)			

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計	—		—

4 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
割当日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) 【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
計	—		—

5 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	

担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	

(新株予約権付社債に関する事項)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額(円)	引受けの条件
計	—		—

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件

7【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】

振出日	
振出地	
発行価格(円)	
券面総額又は短期社債の総額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行限度額(円)	
発行限度額残高(円)	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

8【新規発行カバードワラント】

9【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】

10【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)

(2)【手取金の使途】

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出株式】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称

(2)【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3)【売出社債(短期社債を除く。)]

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額(円)	売出価額の総額(円)	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権付社債に関する事項)

(4) 【売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債】

支払期日	売出券面額の 総額又は売出 短期社債の総 額(円)	売出価額の総額(円)	売出しに係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(5) 【売出カバードワラント】

(6) 【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】

2 【売出しの条件】

売 出 価 格(円)	申 込 期 間	申 込 単 位	申 込 証 拠 金 (円)	申込受付 場所	売出しの委託を 受けた者の住所 及び氏名又は名 称	売出しの委託契 約の内容

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

2 【株券等の譲渡制限】

3 【発行条件に関する事項】

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏 名 又 は 名 称	住 所	所有株式 数(株)	総議決権数に 対する所有議 決数の割合	割当後の所有株 式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
計	—				

6 【大規模な第三者割当の必要性】

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

8 【その他参考になる事項】

第4 【その他の記載事項】

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】 (1)

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

1 【公開買付け又は株式交付の目的等】

2 【公開買付け又は株式交付の当事会社の概要】

3 【公開買付け又は株式交付に係る契約等】

4 【公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠】

5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価

証券との相違(株式交付子会社の発行有価証券と株式交付によって発行(交付)される有価証券との相違)】

6【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行(交付)条件に関する事項】

7【公開買付け又は株式交付に関する手続】

第2【統合財務情報】

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

第三部【追完情報】(2)

第四部【組込情報】(3)

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

1【貸借対照表】

2【損益計算書】

3【株主資本等変動計算書】

4【キャッシュ・フロー計算書】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) 公開買付け又は株式交付に関する情報

第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)まで(株式交付に際して本届出書を提出する場合には、同様式記載上の注意(6)を除く。)に準じて記載すること。

(2) 追完情報

a (3)aの有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書(以下この様式において「届出書」という。)の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。

(a) 法第7条第1項前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第11条第1号若しくは第2号に掲げる事情が生じた場合

(b) 第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2に掲げる場合

(c) その他財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合

b (3)aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において資本金の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。

c 最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る四半期報告書若しくは半期報告書(以下cにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

d (3)aの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の(a)

から(e)までに掲げる場合に应じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

- (a) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3月を経過した日から令第4条の2の10第3項に規定する期間(提出会社が特定事業会社(第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。))である場合には令第4条の2の10第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。))を経過する日までの間に届出書を提出する場合(当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表(四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準(同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。))により四半期連結財務諸表を作成した場合又は四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準(同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。))により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。))を掲げた場合を除く。)

当該次の連結会計年度開始後3月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

- (b) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね6月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。))を除く。)) 当該次の連結会計年度開始後6月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表(特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表)の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

- (c) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね9月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。))

当該次の連結会計年度開始後9月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

- (d) 半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合(当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表(中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。))を掲げた場合を除く。)) 当該次の連結会計年度開始後6月の経営成績の概要(中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

- (e) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね13月経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の経営成績の概要(連結財務諸表の形式に

よる記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

- e (3)aの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない1年を1事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に並び、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。
 - (a) 四半期報告書を提出する会社(四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。)において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね3月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合(当該次の事業年度の最初の四半期会計期間に係る四半期貸借対照表(提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、四半期財務諸表等規則第83条第2項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、四半期貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。)を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後3月の経営成績の概要(四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
 - (b) 四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね6月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合(当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)を除く。) 当該次の事業年度開始後6月の経営成績の概要(四半期財務諸表(特定事業会社の場合には、中間財務諸表)の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
 - (c) 四半期報告書を提出する会社(四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。)において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね9月から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合(当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後9月の経営成績の概要(四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
 - (d) 半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合(当該次の事業年度に係る中間貸借対照表(提出会社が中間連結財務諸表を作成しておらず、かつ、中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間貸借対照表に相当するものをいう。)を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後6月の経営成績の概要(中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
 - (e) 最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね13月経過後に届出書を提出する場合 当該次の事業年度の経営成績の概要(財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
- f (3)aの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない6月を1事業年度とする会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の経営成績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により

記載すること。

- g 届出書提出日の直近の株主総会において自己株式に係る株主総会決議があった場合には、(3)aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日の間における当該自己株式の取得状況等について、法第24条の6第1項の規定による自己株券買付状況報告書の記載事項に準じて記載すること。

(3) 組込情報

次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。

- a 最近事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類
- b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に四半期報告書又は半期報告書を提出している場合にあっては、当該四半期報告書(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。)又は半期報告書
- c aの有価証券報告書又はbの四半期報告書若しくは半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書

(4) 読替え

- a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。
- b 提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「学校法人等名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。